

はじめに

国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）ではこれまで、みどりによる都市の防災性向上の推進に向け、国土交通本省と共同して、防災公園に関するガイドラインを作成してきました。同ガイドラインは最初、平成7年に発生した阪神・淡路大震災等を踏まえ、主として地震火災を対象に防災公園の計画・設計に関するガイドラインとして作成しましたが、その後発生した東日本大震災や平成28年熊本地震等で得られた課題や教訓・知見をもとに、新たに津波災害や水害も対象にするとともに、管理運営面の内容も加えたガイドラインとして改訂を行っています（国総研資料 No. 984「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（平成29年9月））。

一方で、引き続き南海トラフ巨大地震等の大規模地震の切迫性や気候変動に伴う水害リスクの増大が指摘されているなか、みどりによる都市の防災性向上を一層推進するには、防災公園等の都市公園に加え、道路・河川・学校等の公共緑地や樹林地・農地等の民有緑地を含めた「防災系統緑地」の充実が必要であると考えられます。

また、「緑の基本計画」（都市緑地法第4条）は、平成6年に制度化されて以来、平成28年度末現在で680の市町村が策定済みであり、都市における緑地の保全および緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するためのマスタープランとしてまちづくりに浸透していますが、同計画では緑地の配置について、環境保全系統、レクリエーション系統、景観系統とともに、防災系統の緑地の配置のあり方を定めることとされており、これを定めただうえでみどりを活用した防災・減災対策の取組を総合的・計画的に実施することが、みどりの持つ多様な防災機能を最大限に発揮させるのに有効であると考えられます。さらに、近年ではグリーンインフラ（Green Infrastructure: GI）や生態系を活用した防災・減災（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction: Eco-DRR）の考え方について国内外で関心が高まっており、人工構造物である防災インフラと多機能性をもったみどりを組み合わせた防災対策を実装していく手段として、庁内関係部局や地域住民との連携、合意形成のもとに定められる緑の基本計画に期待される役割が、これまでも増して大きなものになると考えられます。

本書は、地方公共団体における緑の基本計画等の策定・改訂に取り組む際の作業担当者（行政職員および民間コンサルタント等）向けの技術資料として、防災系統緑地の充実に向けた総合的な計画手法について、必要となる事項等を取りまとめたものです。本書の活用等を通じ、各地方公共団体において緑の基本計画等に各種のみどりが有する防災機能および関連施策の位置づけがなされ、庁内関係部局や地域住民の理解・協力を得ながら総合的かつ体系的な取組が一層推進されていくことを望んでいます。

最後になりますが、本書のとりまとめにあたっては、学識経験者により構成される「防災系統緑地の計画手法および実現手法に関する研究会」（次頁名簿参照）を平成29年度に設置し、貴重な話題提供やご助言をいただきました。ここに記して深く感謝申し上げます。また、事例調査や資料提供等でご協力をいただいた多くの地方公共団体等の担当者の皆さまにも、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

平成30年6月

国土交通省国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター
緑化生態研究室長 舟久保 敏